

## 【安全性優良事業所認定制度（Gマーク制度）へのインセンティブの拡大について】

Gマーク取得事業所に対する国土交通省（地方運輸局長等）表彰の概要について

### 1. 国によるGマーク制度へのインセンティブについて

- (1) Gマーク制度（安全性優良事業所認定制度）が導入され、10年が経過しつつあり、平成25年3月現在、認定事業所数は18,107事業所（8,495事業者）まで普及が進んでいる。  
他方、大手の多くが取得済みとなった近年では、申請件数が鈍化しており、今後、中小事業者の取得にも焦点をあて、一層のインセンティブをもって、その取得を促すことにより、業界の安全の増進、信頼の増大を図っていく必要がある。
- (2) また、取組作業部会において業界の健全性の確保が論点となっていることや、トラック協会会員の中からもGマークを国の制度とする要請について声がある等を踏まえ、悪質な違反行為を行う事業者の処分の強化を図ることと相まって、良質な事業者に対し国としても一定の評価を付与していくことも重要な課題となっている。
- (3) できる限り速やかに実施可能であり、かつ効果的な仕組みとして、下記の通り表彰制度を検討することとしたい。

### 2. 表彰の検討の方向について

トラック協会によって審査基準策定、認定などが行われるGマーク事業所の中で、さらに一定の高いレベルにある事業所を「国土交通行政の推進に関して功績が顕著である者」に該当するものとして、以下の方向で具体的な表彰基準を定め、早期に実施に移す。

#### (1) 表彰権者及び表彰対象について

自動車行政の長である自動車局長通達を定め、当面は、許可権限や日常の指導・監督事務を行う、運輸局長、支局長において表彰を実施する仕組みを検討する。

#### (2) 表彰対象事業所について

○運輸支局長表彰…Gマークを、例えば連続して10年以上経過するなど長期に渡り取得し、かつ、ハード・ソフトの安全対策等について、表彰基準に基づき顕著な功績が認められる事業所

○運輸局長表彰…Gマークを長期に渡り所得し、安全対策等について、表彰基準に基づき上記以上の顕著な功績が認められる事業所で、かつ、運輸支局長表彰を受けている事業所